

平成24年11月

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です！

厚生労働省では、長時間労働や、これに伴う問題の解消を図るため、

11月を「労働時間適正化キャンペーン」期間

とし、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知啓発などの取組を集中的に実施します。

平成24年11月1日（木）から11月30日（金）までの1か月間

< 重点的に取組を行う事項 >

(1) 時間外労働協定の適正化などによる時間外・休日労働の削減

- ・時間外労働協定（36協定）は、時間外労働の延長の限度等に関する基準に適合したものとすること
- ・特別条項付き36協定等により、月45時間を超える時間外労働を行わせることが可能な場合でも、実際の時間外労働については月45時間以下とするよう努めること など

(2) 長時間労働者への医師による面接指導など、労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ・産業医の選任や衛生委員会の設置など健康管理に関する体制を整備し、また、健康診断等を確実に実施すること
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施すること など

(3) 労働時間の適正な把握の徹底

- ・賃金不払残業を起こさないように、労働時間適正把握基準を遵守することなど

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/campaign.html



賃金不払い残業（サービス残業）是正結果

茨城労働局管内で、平成23年4月から平成24年3月までの1年間に管内の労働基準監督署が割増賃金の支払いについて、労働基準法違反として是正指導した事案のうち、1企業当たり100万円以上の割増賃金が支払われたのは27企業、割増賃金の総額は2億1217万円、対象労働者は3369人となりました。1企業当たりの平均額は約786万円、労働者1人当たりの平均額では約6万円です。

<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0065/5921/20121030142649.pdf>

全国はこちら <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002lrsc.html>

「死亡・重大災害」をストップさせよう！！

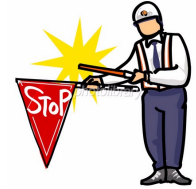
鹿嶋署管内の「労働災害」による「死亡者数」が

11名

となっています！

その中でも「建設業」では6名です！

「安全教育の徹底」と「リスクアセスメント」をしっかりと！！



めざせ死亡災害ゼロ 250日

48日 (11月12日現在)

(過去最長：平成22年9月17日～平成23年10月19日までの398日間)

規格不適合の防毒マスクなどの流通が発覚

このたび、市販されている防毒マスクの一部製品について、その性能が国家検定規格を下回っていることが判明しました。製造者が防毒マスク等の回収を行っています。

1 製造者名

エムエスエイジャパン株式会社（本社：東京都新宿区）

2 回収等対象の防毒・防じんマスク

(1) 製品名称：ウルトラツインーGM (合格番号：TN145 (防毒マスク))

(2) 製品名称：アドバンテージ310ーGM (合格番号：TN351 (防毒マスク))

(3) 製品名称：ウルトラツインーHR (合格番号：TM5 (防じんマスク))

(4) 製品名称：アドバンテージ310ーJP95 (合格番号：TM459 (防じんマスク))

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002mig2.html>



障害者の「法定雇用率」が引き上げ

平成25年4月1日から

民間企業の障害者「法定雇用率」が2.0%（現行1.8%）になります。

詳しくはお近くのハローワークにお尋ねください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougai sha/dl/120620_1.pdf

「鹿嶋労基署広報」のバックナンバーは茨城労働局のホームページに掲載しています。

アドレスは下記のとおりです。ぜひ、ご覧ください。

http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantokusho_oshirase/kashima.html